



Japan

Choose certainty.
Add value.

化学物質関連サービス

1. 欧州REACH規則 (Registration, Evaluation and Authorisation of Chemical substances) 対応サービス

一部の例外を除く全ての化学物質は、登録をしないと欧州で上市出来なくなります。

REACH 規則の主な要求事項

- 登録：
 - 年間 1t を超えて EU で製造あるいは EU へ輸入される物質そのもの、混合物中の物質及び意図的放出のある成形品中の物質が対象
- 届出：
 - 0.1wt% 以上含有かつ 1t/年以上 EU で生産及び輸入される成形品中の高懸念物質 (SVHC) が対象
- 認可、制限への対応
- サプライチェーンでの情報提供：
 - SDS (安全性データシート) 提供、0.1wt% 以上の高懸念物質 (SVHC) 含有情報の伝達等

《テュフズードジャパンのサービス》

テュフズードジャパンは、欧州に拠点を置く TÜV SÜD Industrie Service GmbH を唯一代理人とした登録支援サービス等、包括的な REACH 対応サービスを提供し、お客様の欧州におけるビジネスのサポートをいたします。

*TÜV SÜD Industrie Service GmbH は ECHA のコンサルタントとして活動しているコンソーシアムのメンバーです。

- 唯一代理人 (EU 域外製造者向け)
 - ・ 段階的導入物質 (既存化学物質) の予備登録^{*1} から登録まで
 - ・ 非段階的導入物質 (新規化学物質) の登録
 - ・ 登録後のメンテナンスサービス^{*2}
 - ・ スリーピングモード^{*3} (登録を前提としない予備登録の維持)
 - ・ 成形品中の高懸念物質 (SVHC) の届出
- 第三者代理人 (EU 域内拠点・輸入者向け)
 - ・ 予備登録・登録支援
- 成形品中の高懸念物質 (SVHC) の分析及び REACH 順守に対するリスクアセスメント
- REACH 登録、高懸念物質 (SVHC) 届出業務に関するコンサルティング

*1: 年間 1000t を超える物質、年間 1t を超える CMR 物質及び年間 100t を超える水生生物への毒性のある物質を除き、初めて年間 1t を超えて EU で製造あるいは EU へ輸入される日から 6 カ月以内かつトン数に応じた登録期限の 1 年以上前の条件を満たしている物質が対象。

*2: 最新の輸入者情報の維持管理、SDS (Safety Data Sheet) の更新等、登録後に発生する唯一代理人の義務を履行する為のサービス。

*3: Sleeping (休眠) Member として SIEF に参加することで登録猶予期間内において EU 内での販売活動が可能となり、REACH 対応を最低限のコストで維持する為のサービス。SIEF での活動は一切行わないことから、最終的に登録が困難になることがあります。

REACH, CLP のスケジュール





www.tuv-sud.jp

2. 欧州CLP規則 (Classification, Labeling and Packaging of substances and mixtures) 対応サービス

CLP 規則の要求事項

- EU域内の輸入者による、C&Lインベントリーへの分類・表示の届出

届出が必要な物質	<ul style="list-style-type: none"> ■ REACH登録の対象(1t/年以上)であり、EUに上市される物質 ■ CLP規則に基づき有害と分類され、EUに上市される物質(1t/年未満も対象) ■ CLP規則に基づき有害と分類され、CLP規則 Annex I ■ あるいは1999/45/EECで特定された濃度を超過して含有する混合物中の物質(その結果混合物が有害と分類され、EUへ上市される場合)
届出期限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として、EUでの上市後1カ月以内但し、2010年12月1日以前から(2010年12月1日含む)EUへ上市されている場合は、2011年1月3日

- 事業者による物質、混合物の分類・表示
物質または混合物により、CLP規則での分類・表示の移行期間が定められています。(図REACH、CLPのスケジュール参照)

テュフズードジャパンは、お客様の製品に含まれる物質のCLP規則に基づく分類・表示を行い、欧州の輸入者が円滑に届出出来るよう、支援いたします。

《テュフズードジャパンのサービス》

- CLP規則に基づく分類・表示
- 分類・表示届出支援

3. GHS対応安全性データシート (Safety Data Sheet; SDS) サービス

REACH規則及びCLP規則により、欧州でのSDSの仕様が大きく変更され、要求事項に従い作成されたSDSでない場合は、罰則の対象となる可能性があります。

欧州SDS要求事項

- 書式・項目はREACH規則 Annex IIに従い作成する
- 各加盟国の公用語で提供しなければならない
- 分類・表示
 - ・ 物質: 2010年12月1日から、従来のDSD(危険な物質の分類に関する指令)による分類表示に加えてCLPの分類表示を記載する
 - ・ 混合物: 2015年6月1日からCLPの分類表示を記載する

テュフズードジャパンは、専門家によるREACH規則及びCLP規則に準拠したSDS関連サービスを提供いたします。

《テュフズードジャパンのサービス》

- SDSの作成^{*1}、お客様が作成されたSDSのレビュー

テュフズードジャパンは、欧州に拠点を置くTÜV SÜD Industrie Service GmbHを唯一代理人とした登録支援サービス等、包括的なREACH対応サービスを提供し、お客様の欧州におけるビジネスのサポートをいたします。

^{*1}: 英語あるいはドイツ語にて作成しますが、その他EU加盟国向け言語への対応についても、ご相談ください。

REACH規則、CLP規則を順守する為には、「川上から川下」、つまり、原料・素材メーカーから部品・最終製品メーカーまで、全ての企業の協力が不可欠です。これまで化学物質規制とは無縁と考えていた企業もこれらの規制の対象となっている可能性があります。不安や疑問はテュフズードジャパンへご相談ください。テュフズードの専門家が、迅速かつ確実に法規制順守のサポートをいたします。

注) 法規制の内容は、2010年4月現在のものです。

テュフズードジャパン株式会社 インダストリーサービス部

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4丁目33番4号 住友不動産西新宿ビル4号館8F

Tel: (03)3372-4821(代) Fax: (03)3372-4837 E-mail: is@tuv-sud.jp URL: www.tuv-sud.jp

